奈良のシカ保護管理計画検討委員会 鹿苑のあり方等検討部会 第2回会議

議事要旨

- 1. 日 時 令和6年8月5日(月) 10:00~12:30
- 2. 場 所 奈良公園事務所 2 階会議室
- 3. 議事
 - (1) 鹿苑のあり方等検討ワーキンググループにおける委員について
 - (2) 鹿苑のあり方等の検討スケジュールについて
 - (3) 鹿苑における収容状況について
 - (4) 鹿苑における「奈良のシカ」の管理・治療のガイドラインの作成方針について
 - (5) 農業被害対策及び緩衝地区(C地区)におけるシカの管理について
 - (6) 奈良のシカ愛護会の体制と業務について
 - (7) 鹿苑における公衆衛生について
 - (8) 鹿苑の改修工事について

4. 資 料

- 資料1:鹿苑のあり方等検討ワーキンググループにおける委員について
- 資料 2: 鹿苑のあり方等の検討スケジュール(案)
- 資料3:鹿苑におけるシカの収容状況の現状について
- 資料4:鹿苑における「奈良シカ」の管理・治療をとりまく課題への対応方針について
- 資料 5:緩衝地区(C 地区)におけるシカの農業被害及び農業被害対策の課題への対応方針について
- 資料 6: 鹿苑における「奈良の鹿愛護会」の業務状況について
- 資料6別紙:愛護会の業務一覧(年間)
- 資料7: 鹿苑の改修工事の現状について

【参考資料】

- 参考資料1: 鹿苑のあり方等検討部会 第1回会議 議事要旨
- 参考資料 2:奈良のシカ保護管理計画検討委員会 第 13 回会議 議事要旨
- 参考資料3:動物福祉と群管理に関する質問事項(丸子獣医師提出資料)
- 参考資料4:治療の現状及び抗生物質の使用について(丸子獣医師提出資料)
- 参考資料5:動物福祉と群管理
- 参考資料 6:神鹿である天然記念物「奈良のシカ」捕殺エリア拡大方針の撤回に関する要望およ び著名活動について
- 参考資料 7:「奈良のシカ」加害行為防止パトロール等の実施について

【追加資料】

追加資料:令和6年7月26日(金)産経新聞24面記事『奈良のシカ蹴らないで』

【参考情報】

- 天然記念物「奈良のシカ」保護計画(https://www.pref.nara.jp/53788.htm)
- 奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第 2 次)(https://www.pref.nara.jp/60137.htm)

5. 出席者

【出席者名簿】敬称略

	氏 名	役 職 名
リーダー	村上 興正	元京都大学大学院理学研究科 講師
検討委員	朝廣 佳子	鹿サポーターズクラブ 会長
(五十音順)	高柳 敦	京都大学大学院農学研究科 准教授
	立澤 史郎	北海道大学大学院文学研究院 特任助教
	田中 亜紀	日本獣医生命科学大学獣医学部 特任教授 (欠席)
	鳥居 春己	元奈良教育大学附属自然環境教育センター 教授(オンライン)
	渡邉 伸一	奈良教育大学教育学部 教授
オブザーバー	北野 治	春日大社 管理部長
	中西 康博	(一財) 奈良県ビジターズビューロー 専務理事
	山崎 伸幸	(一財) 奈良の鹿愛護会 事務局長
	丸子 理恵	(一財) 奈良の鹿愛護会 獣医師
事務局	奈良県 観光局	奈良公園室
	奈良市 観光経済	等部 観光戦略課
県関係課	食農部 農業水産振興課	
	地域創造部 文化財課	
市関係課	奈良市 観光経済	許 農政課

6. 議事要旨

【報告事項】

(1) 鹿苑のあり方等検討ワーキンググループにおける委員について

【報告・決定事項】

• 鹿苑のあり方等検討部会及びワーキンググループの委員構成、元奈良大学教授の鳥居春己氏の委員追加について了承された。

(2) 鹿苑のあり方等の検討スケジュールについて

【決定事項】

- 鹿苑のあり方等の検討スケジュール案について共有され、スケジュール案を基本に検討を進める。
- C地区における被害問題は、保護計画検討 WG 及び管理計画検討 WG において議論を進め、問題解決の方向性を決める。

【主な意見】

- 今回の部会の位置づけは、鹿苑の現状把握を行ったうえで、群管理や一時収容といった方針等、 鹿苑のあり方のうち、管理・治療のガイドラインの作成に向けて議論するものである。
- 資料2は方向性や課題を示しており、今後の議論でより精査していく。
- 鹿苑におけるシカの管理のあり方と愛護会職員の職務負荷軽減の課題は密接に関係している。職員の職務の優先順位を決めることが重要である。それが決まれば他の事項が決まっていく。

(3) 鹿苑における収容状況について

【決定事項】

- 鹿苑の収容個体は終生飼養を改め一時収容とし、群管理を行う。
- 鹿苑の収容頭数の考え方や、収容頭数を減らす具体的な方法やについて今後の WG において検討を進める。

【主な意見】

- シカの個体数を減らすという誤解が世間で生じている。頭数管理は行っていない。D 地区におけるシカの管理は、防鹿柵を設置して農作物被害を防ぐことと、農作物被害を起こしている可能性が高い加害個体を捕獲する、という考え方で進めている。前提として、天然記念物の保護上支障をきたさないことを原則にしている。
- C 地区の収容は農業被害を起こしているシカの収容となっており、ここからの収容頭数が多い。 現状は過密であることは明らかなので、収容頭数を減らしていくことが必要である。
- 過密かどうかを評価するのは難しいため、ストレスを示す糞中のコルチゾールに着目することや、 死亡率を野生状態と比較することも一つの方法である。
- 鹿苑の適切な収容頭数を今後検討していく必要がある。
- 海外の事例(イギリス、ニュージーランド)では野生状態のシカを飼育するにあたってのウェルフェアコードを作っている。奈良のシカの場合、鹿苑におけるシカの収容目的を明確にしないと

世界的な基準から外れていく。

(4) 鹿苑における「奈良のシカ」の管理・治療のガイドラインの作成方針について

【決定事項】

- 鹿苑における「奈良のシカ」の管理・治療のガイドライン(安楽死を選択肢の一つとして含む) を作成する。
- ガイドラインを基に、収容個体の由来地区区分に基づく治療の対応方針について検討を進める。

【主な意見】

- ガイドライン作成にあたって、飼料の専門家に関わってもらいたい。完成したガイドラインに従って給餌した際の結果をフィードバックしていただけると助かる。
- 世界的に見ても野生生物を飼育するべきでないという意見が多い。海外の事例(イギリス、ニュージーランド)では、野生状態のシカを飼育するにあたっての動物福祉上の基準を作っている。 鹿苑におけるシカの収容目的を明確にする必要がある。

(5) 農業被害対策及び緩衝地区(C地区)におけるシカの管理について

【決定事項】

• C地区における農業被害及び被害対策の実態把握を行い、対応方針を検討する。

【主な意見】

- 特定の檻による捕獲数が多いとされているが、柵による被害防除が十分になされずに行われているかなどの実態把握が緊急で必要である。
- 柵が有効というのは間違いないが、農業者側は農作業に影響があるため柵を設置せず、簡易的な 捕獲檻の方を望む場合も多い。このことを含めて検証していく必要がある。

(6) 奈良の鹿愛護会の体制と業務について

【決定事項】

• 愛護会職員の業務の実態把握を進め、方向性 WG で議論し素案を作成する。

【主な意見】

- 愛護会の人間の負荷を軽減することなどはまだ議論がなされていないため今後検討する必要がある。
- 飼育施設管理で労力の半分程度を占めているのはよくない。愛護会の職務のうち、調査研究や普及啓発が重要であるため、優先順位を決める必要がある。
- シカによる人身事故に関して、過去、愛護会では業務過多で対応できない状態になり、対応を「奈良公園のシカ相談室」に任せた経緯がある。このように、別組織に頼っている部分を含めて実態を正確に把握する必要がある。

(7) 鹿苑における公衆衛生について

【決定事項】

• 人獣共通感染症は奈良公園において大きな課題となるため、公衆衛生に関する事項について実態 把握を進める。

【主な意見】

- 愛護会職員やボランティアの感染症リスクが高いのは明らかなため、検査の予算化や有効な対処 方法などあれば共有する必要がある。
- 薬剤耐性菌の問題や予算に関することも今度検討していかなければならない。

(8) 鹿苑の改修工事について

【報告事項】

• 鹿苑の改修計画についての全体イメージ図および未着手箇所の共有がされた。

【主な意見】

- 現状では下層が土になっていて緑が少ない。植物があっても外来種のナンキンハゼであるため、 今後どうしていくべきか部会や WG で検討する必要がある。
- 市民も鹿苑の改修に伴う鹿苑の機能について心配しているため、市民の意見を把握し寄り添っていくことも必要ではないか。

(9) その他

【報告事項】

- SNS で拡散されたシカの虐待動画についての新聞記事の共有がされた。
- 奈良のシカの保護の取り組み、シカとの接し方について県の公式見解を早急に作成し、発表する。

【主な意見】

- 動画は文化財保護法に抵触するものであり、刑事罰は無理だが人物を特定し厳しく処罰する必要がある。
- 鹿サポーターズクラブの会員のパトロール時に、公的な後ろ盾がないため、注意をためらうことが多い。行政から保護の方針を明確に出してほしい。
- 物理的な意味で「ふれあい」をするという考えの誤解が後を絶たないため、「ふれあい」という 言葉を使うべきではない。
- 普及啓発に関しての県の意見(公的な方針)を示したものを作り、知らしめる必要がある。

以上